

法人会NEWS

発行所/社団法人川崎南法人会
編集兼発行人/広報委員会

川崎市川崎区宮前町8-15(パールビル3F)
http://www.km-hojinkai.or.jp
Eメール km-hojin@km-hojinkai.or.jp

TEL:044-233-4852・8904
FAX:044-245-0023

KAWASAKI

- 行ってきました(南伊豆) 7
- 税のQ&A(政治資金に課税されないのか) 6
- これだけは知っておきたい公益法人制度改革 5
- 第43回通常総会開催 2
- 消防署からのお知らせ 11
- 活動報告・新入会員の紹介 10
- 改正労働基準法について 9
- 健康クリニック(乳がん治療最前線) 8

川崎大師の不動門より入り、左手にある“つるの池”です。釈迦如来像が池をはさんで拝することが出来、いつも多くの亀が甲羅干しをしており、秋口になるとカル鴨も飛来します。



消費税期限内納付

法人会 一声運動

川崎南法人会だより「法人会NEWS」のバックナンバーはホームページでご覧になれます。

川崎大師・つるの池

第43回 通常総会 開催

社団法人川崎南法人会第43回通常総会が5月24日(月)、川崎日航ホテルに於いて開催された。

第1部は南郷総務委員長の司会で、杉山副会長の開会のあいさつで幕を開けた。当日は川崎南税務署菅沼署長、川崎県税事務所塚本所長を始め、友誼団体等から多くのご来賓を迎え、山下会長を議長に議事が進行された。山下会長は、冒頭の挨拶のなかで、平成21年度の事業についてはほぼ計画通りに終了することが出来たことと、当会は新公益法人制度の認可に向けて、参加者各位の理解と協力を求めた。議案については次の通り、第1号議案から第4号議案、全て満場一致で承認可決された。

- (第1号議案) 平成21年度事業報告承認の件
- (第2号議案) 平成21年度収支決算報告承認の件
- (第3号議案) 平成22年度事業計画(案)承認の件
- (第4号議案) 平成22年度収支予算(案)承認の件

第1号議案では、平成21年度は本部・支部・部会等の会議が年間178回開催された。また税務や経営、あるいは一般教養等広い分野に亘って開催

された研修会が84回、これらに参加された会員数が延べ4,326名、と地域社会に向けての活発な活動を行った。

また恒例の米海軍第7艦隊バンドによる開催、又、かわさき市民まつりへの参加を始めとする地域社会貢献活動などに加え、新しく女性部会役員による租税教室の開催等新たな活動を行った。

総会議事に続いて、平成21年度会員増強受賞者、厚生制度推進功労者、大型保障制度紹介協力者部門受賞者に表彰状が贈呈された。

第2部は記念講演会、講師に政治評論家の屋山太郎氏を迎え、「これからの政局と日本経済を展望する」と題して講演を頂きました。

日本経済、政治の動向は、官僚内閣制度の結末の話、あるいは民主党政権誕生への期待がしばむ話、半年で見せた民主党政権の失敗、民主党支持率急降下等の話など、詳しくユーモアを交えて聞かせてくれました。

平成21年度 会員増強功労者

順不同
敬称略

1) 個人表彰

- ・金賞 小林 剛一、島崎ハル子、島田 典子
- ・銀賞 青木 一孝、竹本 一子
- ・銅賞 橋本 淳子、阿部 勝、福田とき子、小野寺 勉
- ・努力賞 伊東 隆志、松本 寛、中小路信昭、杉山 新、後藤 敏幸、吉松 郁子、梶 知重子、中村 幸信、井口 年英、鈴木 勝美、南郷 昭、小山 宏明、阿部 智彦、本田 稲子、木藤 義一

2) 団体表彰

- ・金賞 南第3支部
- ・銀賞 中央第3支部、東第3支部
- ・銅賞 該当なし
- ・特別表彰 女性部会
大同生命保険(株)
新横浜支社川崎南営業所
A I U保険会社
神奈川営業本部横浜支店

★福利厚生制度推進功労者

株式会社川崎保険センター、小林 剛一

★大型保障制度紹介協力者部門功労者

山下 秀男、南郷 昭、加藤 豊、望月 幹仁



川崎南法人会 山下秀男会長



川崎南税務署 菅沼久雄署長



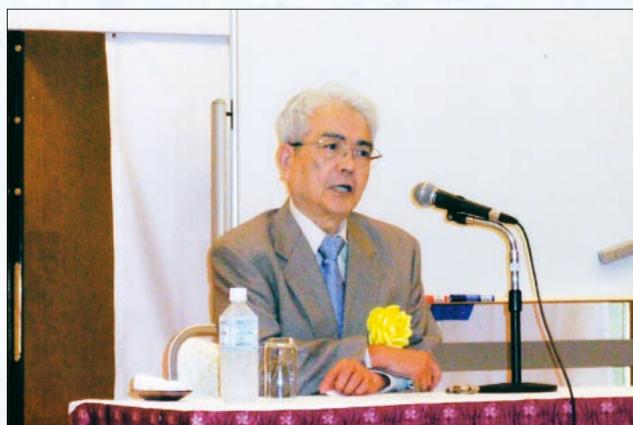
川崎県税事務所 塚本直樹所長



税理士会川崎南支部 小林憲司支部長



会員増強（個人）金賞 小林剛一氏



政治評論家 屋山太郎氏

平成21年度 事業計画

I 事業計画基本方針

1. 組織の強化
2. 税制に関する研究及び建議
3. 事業活動の充実

II 事業の重点事項

1. 本部・支部・部会役員が一丸となり、組織の拡大強化を図る
2. 研修事業の充実と税知識の普及
3. 地域社会貢献活動に積極的に取り組む
4. 福利厚生事業の推進
5. e-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及促進

収支計算書総括表

自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

科 目	一般会計	収益事業特別会計	内部取引消去	合計決算額
I. 事業活動収支の部				
(1)事業活動収入				
①基本財産運用収入	65,041			65,041
②会費収入	35,830,780			35,830,780
③事業収入	5,857,690	2,665,814		8,523,504
④補助金収入	5,240,600			5,240,600
⑤推進費収入		10,571,300		10,571,300
⑥雑収入	1,586,562	143,493		1,730,055
⑦繰入金収入	3,606,165		△3,606,165	0
【事業活動収入計】	52,186,838	13,380,607	△3,606,165	61,961,280
(2)事業活動支出				
①事業費	32,229,269	4,083,972		36,313,241
②会議費	2,833,463	708,364		3,541,827
③管理費	16,282,423	4,982,106		21,264,529
④繰入金支出		3,606,165	△3,606,165	0
【事業活動支出計】	51,345,155	13,380,607	△3,606,165	61,119,597
【事業活動収支差額】	841,683	0		841,683
II. 投資活動収支の部				
(1)投資活動収入				
②特定資産取崩収入	485,618			485,618
【投資活動収入計】	485,618			485,618
(2)投資活動支出				
②固定資産取得支出	355,861			355,861
【投資活動支出計】	355,861			355,861
【投資活動収支差額】	129,757			129,757
III. 予備費支出				
【当期収支差額】	971,440			971,440
【前期繰越収支差額】	11,053,600			11,053,600
【次期繰越収支差額】	12,025,040			12,025,040

貸借対照表総括表

平成22年3月31日現在

科 目	一般会計	収益事業特別会計	合 計
I. 資産の部			
1. 流動資産	12,226,156	0	12,226,156
2. 固定資産			
(1)基本財産	10,000,000	0	10,000,000
(2)特定資産	71,022,432	0	71,022,432
(3)その他固定資産	3,519,129	0	3,519,129
【固定資産合計】	84,541,561	0	84,541,561
【資産合計】	96,767,717	0	96,767,717
II. 負債の部			
1. 流動負債	201,116	0	201,116
2. 固定負債	6,022,432	0	6,022,432
【負債合計】	6,223,548	0	6,223,548
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
【指定正味財産合計】	0	0	0
2. 一般正味財産	90,544,169	0	90,544,169
(うち、基本財産への充当額)	(10,000,000)	(0)	(10,000,000)
(うち、特定資産への充当額)	(71,022,432)	(0)	(71,022,432)
【正味財産合計】	90,544,169	0	90,544,169
【負債・正味財産合計】	96,767,717	0	96,767,717

正味財産増減計算書総括表

自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

科 目	一般会計	収益事業特別会計	内部取引消去	合計決算額
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1)経常収益				
①基本財産運用益	65,041	0		65,041
②受取会費	35,830,780	0		35,830,780
③事業収益	5,857,690	2,665,814		8,523,504
④受取補助金	5,240,600	0		5,240,600
⑤推進費収益	0	10,571,300		10,571,300
⑥雑収入	1,586,562	143,493		1,730,055
⑦他会計からの繰入額	3,606,165	0	△3,606,165	0
【経常収益計】	52,186,838	13,380,607	△3,606,165	61,961,280
(2)経常費用				
①事業費	32,229,269	4,083,972		36,313,241
②会議費	2,833,463	708,364		3,541,827
③管理費	16,941,397	4,982,106		21,923,503
④他会計への繰出額	0	3,606,165	△3,606,165	0
【経常費用計】	52,004,129	13,380,607	△3,606,165	61,778,571
【当期経常増減計】	182,709	0	0	182,709
2. 経常外増減の部				
(1)経常外収益				
【経常外収益計】	485,618	0	0	485,618
(2)経常外費用				
【経常外費用計】	12,489	0	0	12,489
【当期経常外増減計】	473,129	0	0	473,129
【当期一般正味財産増減額】	655,838	0	0	655,838
【一般正味財産期首残高】	89,888,331	0	0	89,888,331
【一般正味財産期末残高】	90,544,169	0	0	90,544,169
II. 指定正味財産増減の部				
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0	0
III. 正味財産期末残高	90,544,169	0	0	90,544,169

ひとくち

南法人会 一口コラム



その行列の9割が40代以上の女性、約5～600人、一体その行列のお目当ては??・・・いいえ、演歌の氷川きよしさん、ではありませんよ、なんと元・総理大臣の小泉純一郎氏、国会議員を辞めた今でも相変わらずの人気ぶり、先日、鶴見区の高校講堂で開催された記念式典での講演ゲスト、とにかく来場者のほとんどは女性なので意外でしたが、トークはやはり絶妙でした、こちらが“特に”期待した政局絡みの話は一切なく(がっかり・・・意識して?)今、人気のNHK大河ドラマ「龍馬伝」や「三国志」の話題が中心の40分でした。

・・・只、なんと、それ以上に盛り上がった、当日一番のハイライトは司会の女性(30歳位)が自己紹介した時でした・・・「司会を担当させて頂きます「石川さゆり」と申します」(会場大爆笑でした)。(文責：株アサヒプリンティング 谷口)



公益法人制度改革!!

～ 法人会はどう対応すべきか～

1. 今、なぜ、公益法人制度改革なのか。

今の制度は明治29年に出来ました。100年以上を経て、制度疲労がおきています。制度を悪用する団体も出てきました。これからの時代に合った制度に変えていこうとするのが今回の制度改革の目的です。

現行制度はどうなっているのか。

民法34条に基づく主務官庁制

- ①民法34条に基づき、主務官庁の許可を得て設立（公益に関する社団にして営利を目的とせざるもの）
 - ②主務官庁の指導・監督、所掌に関わる事業の実施
 - ③優遇措置（税の減免等）
- ※法人会の主務官庁は国税庁（国税局）であり、その指導監督を受けている（税に係る事業の実施、適正な組織運営、他の税務関係団体との棲み分け、1税務署1法人会等）。

現行制度の問題点

- ①主務官庁制の弊害
 - i 主務官庁の裁量の幅が大きく、法人設立が簡便でない
 - ii 公益性の判断基準が不明
 - iii 各事業分野ごとの主務官庁による指導監督が縦割りで煩雑
 - iv ガバナンス（法人の管理運営のありかた）に問題
 - v 情報開示が不十分
 - vi 公益性を失った法人が公益法人として存続し続ける
- ②明治29年の民法制定（公益法人制度の始まり）以来、抜本的見直し
- ③民間非営利活動を、社会経済システムの中で積極的に位置づけ、その活動の健全な発展を促進すべき

2. 法人会は、どうすればよいか

法人会は、民間における税のオピニオンリーダーであることを誇りにしてきました。これまでの歴史、伝統を踏まえ、更に社会への貢献を充実するため、引き続き「公益法人」となって、税を中心とした公益的な事業を優先して行うこととしています。

手続き的に言えば…

- 1) 現在の公益法人は全て、平成25年11月30日までに、新しい制度に則った組織に移行することが必要（それをしなければ、解散させられ、その公益法人が有する財産は国や他の公益法人に寄付することとなる）
- 2) 新しい制度に則った組織とするためには、総会決議による定款変更を行い、法令が要請する理事会等の機関設置や運営の取り決めを行うことが必要（ほぼ会社法と同レベルの要請がされている）
- 3) 新しい組織となった後も「公益事業を優先して行う」のであれば、行政庁（総理大臣または都道府県知事）の認定を受けて「公益法人〇〇法人会」となることが出来る。この場合には、上記2)の要請に加えて、どのように公益事業を行うか等、所要の要件をクリアすることが必要となる。
- 4) 現在の公益法人は、「一般法人」ととどまるか、「公益法人」を目指すのかを決め、それぞれの場合に必要なとされる申請手続きを行うことになる。
- 5) 申請先は、行政庁（総理大臣または都道府県知事）であり、申請内容が適正かどうかを判定し、認定等が行われる。また、その後においても行政庁の監督を受けることになる。

第2回目は、9月号に掲載致します。

税のQ&A

東京地方税理士会 川崎南支部
税理士 越智 浩



Q 政治資金に課税されないの？

政権が代っても『政治家とカネ』をめぐる問題は連日のように報道され、スキャンダルはつきることがないように思われます。政治資金規正法による『しぼり』があるようですが、どこに違反しているのか？あるいは、何故問題が生じるのか？内容がよくわかりません。政治資金には課税されないのでしょうか。

A 寄付・贈与

個人が金銭等を無償で受けた場合、つまり、金品などをもらった場合には、それらを提供する者が個人の場合には贈与税が課され、法人の場合には一時所得として所得税が課される。すなわち、贈与がおこなわれた場合には、原則として、贈与を受けた者に利益があり、受けた利益の価額は担税力のある所得であると税法は規定している。

今、仮に、個人Aと法人Bが政治家である個人甲に政治献金、つまり、政治資金を甲に寄付・贈与したとする。原則的には、上記の考えにより個人Aからの政治資金には甲に贈与税が課され、法人Bからの政治資金には甲の一時所得として所得税が課されることになるわけであるが、そもそも政治資金とは、そのすべてを政治活動の経費に充てることを予定しているものであり、一般的な贈与とは異なり、政治家個人の受贈益になると考えることは酷である。また、贈与する側も課税後の残りの資金しか政治活動の経費に充てられないとすれば、政治活動の意欲を失う要因となりかねない。

そこで、課税関係が生じる前に政治資金制度を整えることにより、政治資金の寄付及びその用途について政治資金規正（「規制」ではない。）法及び公職選挙法を適用し、政治資金が政治活動に適正に使われるよう、ルールの特典化がなされてきた。平成7年の政治資金規正法改正により政治家個人は政治資金を受け入れることはできず（選挙期間中の陣中見舞いは除く。）、総務大臣（当時自治大臣）に届け出た政治資金団体のみが政治資金を受け入れることができるようになった。そして、毎年の政治資金に関する収支報告書を総務大臣に

提出しなければいけないことになっている。当時も今も、実際の政治活動が政治家個人というよりは、政治団体を通じて行われていることに基づく立法措置だったといえる。この政治資金規正法は、『政治家とカネ』をめぐる問題が起るたびに改正され、平成21年分からは、政治資金が政治活動の経費に適正に充てられていることを確保・透明化するために、登録政治資金監査人による収支報告書の監査が義務付けられることになった。これら一連の法改正により、現在、政治家個人は政治資金を受け入れていない（繰り返すが、選挙期間中の陣中見舞いは除く。）ので、前述のような贈与税の課税関係から切り離されることになり、自らの、また所属する政治団体について、受け入れた政治資金が課税されることになるかどうかという問題に集約されることになる。

政治資金を受け入れる政治団体は、法人税上、公益法人等または人格のない社団等として取り扱われることになり、公益法人等または人格のない社団等は収益事業から生じた所得についてのみ法人税が課税されることになっている。逆に言えば、収益事業以外の事業から生じた所得については課税されない。政治団体における政治資金の受け入れ、つまり寄付金による収入は収益事業による収入には該当しないので、政治活動資金を寄付金のみでまかなっている場合には、法人税は課税されないことになる。以上のように、政治資金の受け入れは課税関係から切り離されているわけであるが、当然、ルールから逸脱した場合には課税されることになる。時の総理大臣は、政治団体へ寄付した政治資金の原資（出どころ）が問題となり、贈与税を納税することになったようだ。

行ってきました!!
vol. 3



左：ヒリゾ浜遠景。ヒリゾ浜渡船は南伊豆町中木漁港から。7/14～9月末まで。大人1000円、小人500円。<http://www.nakagi.jp/> (中木へ行くこよ!)。石廊崎遊覧船は毎日運行一周25分。大人1200円、小人600円。伊豆クルーズ(☎0558-22-1151)。右上：夏の刺盛り。大アワビ、大イサキ尾頭付き他。アワビとろけます。右中：ヒリゾの水深-10m。ヒメエダミドリイシ群生とソラスズメダイ。右下：戸田港まつり海上花火大会。スケジュール他は各観光協会へお問合せ下さい。

南伊豆 (静岡県)

お手軽秘境体験、記憶に残る一日を

—伊豆半島の宝石「ヒリゾ浜」と温泉・海の幸を満喫、花火もあるよ!—

オススメ!!



歌でも知られる難所、天城の峠を超えると、空気が一変。車窓の緑が濃さを増し、どことなく空の青も深くなり…やがて眼に飛び込む、美しい紺碧の海!まさに南国の雰囲気。これからのシーズン、伊豆半島は最高の瞬間を迎えます。

都心から電車で4時間、車で5時間。伊豆半島の南端、南伊豆を訪れてみました。伊豆の魅力は、なんとってもこの素晴らしい海。複雑に入り組んだ入江には、多種多様な海水浴場が存在します。

今回は数あるビーチの中でも、屈指の美しさを誇る南伊豆町のヒリゾ浜へ。急峻な断崖と無人島に囲まれたこのビーチは、夏だけのオープン。専用の渡し船でなければ立ち入ることができません。片道3分ほどのクルーズは、ちょっとした秘境体験。気分も盛り上がります。

やがてたどり着くビーチは、抜群の透明度と魚影の濃さを誇ります。水中メガネをつけて水面を漂えば、眼下に広がる海中世界。エメラルドのような緑に輝くサンゴ、スカイブルーやピンク・オレンジ、原色をまとった熱帯魚たち。その美しさに思わず目を奪われることでしょう。

ヒリゾ浜周辺は、石廊崎港から出る遊覧船で、船上から眺めることもできます。航路にある無人島では、野生のニホンザルの群れがお出迎え。

もう一つのお楽しみは、温泉と海の幸。南伊豆町・下賀茂温泉の「銀の湯会館(☎0556-63-0026)」は、湯気のもうもうと上がる100度の源泉。大浴場・露天風呂・打たせ湯・ハーブやアロエなどの薬草の入った四季の湯・熱帯植物に囲まれた南国風呂など、バリエーション豊か。広い浴槽にゆったり浸ければ、旅の疲れも癒されます。

お食事には是非旬の海の幸を。大きなアワビにサザエ、旬の地魚など、新鮮な魚介類を都会ではちょっと考えられないお値段で頂くことができます。9月からは名産のイセエビ漁が解禁。イセエビ祭りや銘打ち、無料のイセエビみそ汁の配布等が行われます。こちらもおススメ!

伊豆半島各所では花火大会も予定されています。海辺の花火は、夜空と海面、ダブルのスクリーンを彩るイリュージョン。網膜と鼓膜に余韻を残して、楽しかった夏の一日も終了。記憶に残ること間違いなしです。



MEMO

- 交通:
 - 【電車】JR川崎駅→東海道線熱海駅→伊豆急行線下田駅→バス・タクシー
 - 【自動車】東名川崎IC→東名沼津IC→伊豆中央道→修善寺→天城→下田→南伊豆町

文・撮影：成瀬大志 <http://minkara.carview.co.jp/userid/209355/blog/> 構成：(株)アサヒプリンティング ☎044-742-8812

<緊急特別企画> ～乳がん治療最前線～



川崎幸病院
外科医長
高橋 保正

【乳がんについて】

一生涯における乳がん発生率はアメリカ女性の7人に1人、日本女性では18人に1人。もはや他人事ではありません。しかし、日本における乳がん検診受診率は5%にしかすぎません。アメリカではどうでしょうか。何とアメリカにおける乳がん検診受診率は70%を超えています。アメリカにおける乳がん検診はもはや常識なのです。これを反映し、日本における乳がん死亡率は上昇傾向であります。アメリカにおいては乳がんの早期発見により死亡率は減少傾向となっております。

日本において、大事なことは乳がん検診を多くの方が受けること。乳がんは、マンモグラフィー、乳腺エコー、乳腺MRI検査により超早期発見が可能です。そして、乳がんは超早期に発見すれば完治可能なのです。

【乳がん検診の方法】

まず大切なのは、乳房の視診・触診です。そして、次にマンモグラフィー及び乳腺エコーを行います。

マンモグラフィーは乳腺を圧迫する検査ですので、最初はびっくりされるかもしれません。

しかし、マンモグラフィーは乳がんの超早期発見のためには絶対に必要な検査です。

【もし乳がんと言われたら・・・】

こわがる必要はありません。手術、放射線、抗がん剤、ホルモン治療、分子標的治療など、常に新たな治療薬や治療法が開発されています。手術にも、乳房をすべて切除する乳房切除術以外にも、病状により乳房のふくらみを残すことができる乳房温存療法をおこなうことが可能です。乳腺外来担当医と良くご相談くださいませ。

【あなたは大丈夫？】

あなたは胸に不安はありませんか？「ちょっと痛みがある。」「何となくしこりが触れる。」

「乳首から液体や血液が滲む。」「御家族に乳がんの方がいる。」など、何気ない不安はございませんか。

小さな不安の時点で受診していただければ、乳がんは完治することができます。

どうか、お仕事が忙しいからといって、乳腺外来受診を先延ばしにしないでください。あなただけの体ではありません。あなたの為、そして愛する人たちの為、まず一歩を踏み出しましょう。 私たちも全力であなたを支えていきますからね。

【川崎幸（さいわい）クリニック乳腺外来について】

女性技師によるやさしくていねいな精密検査。御希望により女性医師による診察も可能。乳がん超早期発見のための乳腺MRIも完備。診断精度の高い針生検が可能。年間1000件以上のマンモグラフィーの実績。当院は日本乳癌学会認定関連施設です。どうぞ安心して当院を受診してください。

【乳がんに関するご不安や疑問はこちらで解決】

乳癌検診へGO!GO! <http://blog.smile-again.net/> にっこり乳癌検診 <http://smile-again.net/>

【乳腺外来・乳がん検診担当表】

	月	火	水	木	金	土
午前			関川	※検診	高橋	※検診
午後	高橋			※小暮		
夕診		高橋				

※ 木曜日の小暮医師、木・土曜日の検診担当医師は女性医師です。



川崎市幸区南幸町 1-27-1

社会医療法人財団 石心会 **川崎幸病院** 社会医療法人財団 石心会 **川崎幸クリニック**

TEL 044-511-2112

健康
クリ
ニッ
ク

改正労働基準法のPoint

ポイント



改正の趣旨

労働時間の現状を見ると、週60時間以上労働者の割合は、全体の中で10.0%、特に30歳代の子育て世代の男性の中では20.0%となっており、長時間にわたり労働する労働者の割合が高くなっています。こうした働き方に対し、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう労働環境を整備することが重要な課題となっています。このため、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的とした改正労働基準法が成立しました。

改正の概要

1. 「時間外労働の限度に関する基準」の見直し関係（限度時間を超える時間外労働の抑制）

改正のポイント

- 「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使で特別条項付き36協定を結ぶ際には、新たに、
- 1) 限度時間を超えて働かせる一定の期間（1日を超える3ヶ月以内の期間、1年間）ごとに、割増賃金率を定めること
 - 2) 1の率を法定割増賃金率（2割5分以上）を超える率とするよう努めること
 - 3) そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること

2. 法定割増賃金率の引上げ関係

①月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げ

改正のポイント

- 1ヶ月60時間を超える時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。
- 1ヶ月60時間を超える時間外労働の割増賃金率及び1か月の起算日については、労働基準法第89条第1項第2号に定める「賃金の決定、計算及び支払いの方法」に関するものなので、就業規則に規定する必要があります。
 - 1か月の起算日から時間外労働時間数を累計していったら60時間を超えた時点から、50%以上の

率で計算した割増賃金を支払わなければならないものです。

②代替休暇

改正のポイント

- 1ヶ月60時間を超える時間外労働について、割増賃金の支払いに代えて代替休暇を付与することとするには、まず労使で協定を結ぶ必要があります。
- 労使協定で定めるべき事項は、
 - 代替休暇の時間数の具体的な算定方法
 - 代替休暇の単位
 - 代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日の4つがあります。
 - また、代替休暇の制度を設ける場合には、労働基準法第89条第1項第1号に定める「休暇に関するものなので、就業規則にもその内容を規定する必要があります。」

③中小企業の猶予措置

特に長い時間外労働を抑制することを目的として、労働基準法第37条第1項ただし書において、1か月について60時間を超える時間外労働について、法定割増賃金率を5割以上の率に引き上げることとされています。しかしながら、経営体力が必ずしも強くない中小企業においては、時間外労働抑制のための業務処理体制の見直し、新規雇入れ、省力化投資等の速やかな対応が困難であり、やむを得ず時間外労働を行わせた場合の経済的負担も大きいものです。

このため、労働基準法第138条において、同条に規定する中小事業主の事業については、当分の間、法定割増賃金率の引き上げの適用を猶予することとされています。これに伴い、労働基準法第37条第3項の規定による代替休暇も適用されないこととなります。

猶予される中小企業

業種	資本金の額 または 出資の総額	または	常時使用する 労働者数
小売業	5千万円以下	または	50人以下
サービス業	5千万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
その他	3億円以下	または	300人以下

日帰りバス研修旅行 5月12日(水)

～ペリー記念館と油壺マリンパーク～

5月12日(水)、毎年恒例の日帰りバス研修旅行を開催、薄日の差す中、参加者97名で朝8時に川崎駅西口を出発し一路三浦半島へ向かいました。

ペリー公園は1853年に黒船を率いて来航したペリーを記念して造られ、上陸記念碑やペリーの足跡を記念する記念館があり、当時の様子についての説明を受けました。

次に向かった「くりはま花の国」では約100万本のポピーが咲き写真を撮ったり、園内を散策したりと皆さん思い思いに過ごされました。

昼食は三崎館本館でのマグロ料理。直径50cmほどの大きなマグロのかぶと焼きを堪能しました。食事の後はまぐろはもちろん、海産物、三浦の野菜まで揃う三崎港産直センター「うらり」にてお買い物を楽しみました。

午後は油壺マリンパークであしかやペンギンの食事を観察したり、イルカ・あしかのパフォーマンスショーを観て楽しみました。

多くの会員の皆様にご参加頂き、親睦の深まったバス研修旅行でした。



幸支部・中央支部



南支部



東支部・中央支部

新入会員のご紹介

(平成22年3月1日～平成22年5月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	東盛(株)	蔡 東梅	南町20-15-305	販売、サービス業	(株)一心屋
中央	日本特殊検査(株)	石川 安曇	本町1-3-18-201	非破壊検査業	(株)川崎保険センター
中央	(株)スリートップ	武 英男	小川町16-13	トレーニングスタジオ	事務局
中央	(有)工藤工業	工藤 幸造	池田2-3-24	船舶製造及修理業	(株)川崎保険センター
南	(株)ダウドジャパン	天野智恵美	渡田東町6-10	中古自動車、雑貨販売	大同生命保険(株)
南	(株)ループ	木暮 達也	鋼管通4-15-1	遊技機・販売業	(株)一心屋
南	APEX JAPAN(株)	BHATTARAI SHEKHAR DEEP	小田栄2-1-5-1228	飲食	女性部会
南	(株)宮巳工業	宮城巳代司	大島上町9-14	塗装工事業	AIU保険会社
南	(株)石井組	石井 章彦	大島4-8-8	建設業	AIU保険会社
東	エス・ブイ・クルム(株)	秋葉 淳也	中島3-18-13	理化学機器、真空機器の販売	(株)一心屋
東	(株)中山	中山 静子	中瀬2-4-11	不動産管理	寺尾サッシ工業(株)
東	(株)川部商店	川部 久雄	小島町5	非鉄スクラップ	(株)大石鋼業
東	(株)希望ハウス	堀 正樹	中島2-1-3-101	不動産業	(有)博文堂
幸	(株)液晶先端技術開発センター	山元 良高	堀川町66-2	液晶ディスプレイの特許管理	(株)川崎保険センター
幸	(株)アップライト	赤木 武史	戸手4-9-2-1904	食品卸など	(株)一心屋
幸	(同)キーブ・イン・タッチ	宮邊 健正	北加瀬1-8-5-304	介護保険事業	島田電設工業(株)
幸	都市音響(株)	林 保明	鹿島田965-1-305	音響コンサルタント	(有)博文堂
幸	(株)キドホーム	城所 弘子	中幸町3-16	建設業	大同生命保険(株)

● 税務無料相談 ●

相談日

毎週火曜日 午後1時～3時

7月の相談日/6日(火)、13日(火)、20日(火)、27日(火)

8月の相談日/3日(火)、24日(火)、31日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡下さい。

場所

社団法人川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852
川崎区宮前町8-15 パールビル 3F (宮前町バス停前)

● 法律無料相談 ●

相談日

毎月第2・4火曜日 午後1時～3時

(お気軽にご相談ください)

場所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区住吉町1-2 (スカーフ会館3F)
相談については事前に事務局までご連絡下さい。
(☎044-233-4852)

消防団員は、普段別の仕事を持っている特別職の地方公務員で地域防災のリーダーです。

消防団員募集！

～大切な人、大切なもの、一緒に守りませんか～

消防団員は、主に火災の消火等、災害時の活動のほか、火災予防の広報活動や訓練、
応急手当普及員など地域防災の担い手として活動を行います。

消防署からのお知らせ



詳しくは

★消防団ホームページ

川崎消防団

検索

川崎消防署 予防課 庶務係 消防団担当

044-223-0119